

(著作権法の一部を改正する法律の一部改正)
第十七条 著作権法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「有償著作物等」を「録音録画有償著作物等」に、「新法第百九十九条第三項」を「著作権法第百九十九条第三項」に改める。

附則第八条中「有償著作物等」を「録音録画有償著作物等」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 松野 博一
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 山本 有二
経済産業大臣 世耕 弘成

部落差別の解消の推進に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年十二月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第九号

部落差別の解消の推進に関する法律

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)
第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣 山本 早苗
法務大臣 金田 勝年
文部科学大臣 松野 博一
内閣総理大臣 安倍 晋三

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年十二月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第十号

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律

第一章 総則(第一条―第五条)
第二章 民間あつせん機関の許可等(第六条―第二十二条)
第三章 養子縁組のあつせんに係る業務(第二十三条―第三十六条)
第四章 雑則(第三十七条―第四十三条)
第五章 罰則(第四十四条―第四十七条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あつせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、養子縁組あつせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あつせん機関による適正な養子縁組のあつせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 児童 十八歳に満たない者をいう。
- 二 養親希望者 養子縁組によつて養親となることを希望する者をいう。
- 三 養子縁組のあつせん 養親希望者と児童との間の養子縁組をあつせんすることをいう。
- 四 養子縁組あつせん事業 養子縁組のあつせんに業として行うことをいう。
- 五 民間あつせん機関 第六条第一項の許可を受けて養子縁組あつせん事業を行う者をいう。

(児童の最善の利益等)

第三条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんは、児童の福祉に関する専門的な知識及び技術に基づいて児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。

2 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんは、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。